

御嶽・三ツ山城主長井氏に関する基礎的考察

浅倉直美

はじめに

戦国期の東国社会を考えるにあたっては、在地領主の「領」の実態、および、在地領主の「領」が戦国大名領国に組み込まれていく過程についての検証が不可欠である。^① 本稿はこうした論点にたつて、永禄・天正年間（一五五八―一五九二）、上野・武蔵の国境地域に領主制を展開した長井（平沢）氏を取り上げ、関係文書の検討を中心とする基礎的な考察を行うものである。^②

長井氏についての通説は、斎藤実盛の子孫が武蔵国長井庄に住して長井氏を名乗り、戦国期に豊前守政実が上杉氏、のちに武田氏に属した。その子右衛門尉信実は後北条氏が上野を領有すると上杉家臣の藤田信吉を頼って越後に赴き、後北条氏滅亡後、徳川家康の御家人に列したが、妻子を江戸に出さなかつたため播磨国に流された、^③ というものである。^④

長井氏の動向を窺える文書は、次節で詳述するとおりの二〇点余で、長井氏に関する通説は江戸期の著述・編纂史料によっているところが大きい。序文元文五年（一七四〇）成立の「武徳編年集成」^⑤の十一巻には、元龜元年六月「武田信玄上野ノ国へ出馬シ（中略）上州箕輪ニ至ル、上野ノ小幡図書景純・同三河員政力没収ノ地ヲ以テ、同国ノ倉賀野淡路秀景・武州ノ長井豊前正実兩人ニ授ク」と見える。

また、安永三年（一七七四）成立の「上野国志」^⑥には、「三山旧壘 浄法寺村にあり、元は長井豊前守正実が城なり、^⑦

^⑦ 正実は、駿河守忠

「^{実が子}なり」とあり、長井氏ははじめ上杉氏の家臣で、永禄十三年四月信玄西上州逗留の間、小幡三河とともに信玄に属して、武蔵のうちで三千貫を宛行われ、正実没後、その子右衛門尉信実は勝頼が滅亡すると、北条氏に敵対して上杉氏に帰属。越後に走り、天正十八年小田原合戦の時、上杉の先陣藤田信吉のもと多比良豊後の多比良城を陥れ、三ツ山に復往。のちに信吉より家康に上申して御家人に列し、三ツ山を安堵されたと記されている。同様の記述は江戸中期成立の「管窺武鑑」⁽⁵⁾にも見られ、同書では永井豊前守と永井右衛門大夫が兄弟と記されている。文化文政年間(一八〇四―三〇)作成の『新編武蔵風土記稿』⁽⁶⁾児玉郡之五「渡瀬村」の頃には、「墨跡 御嶽山の西の方なり、長井豊後守政実住せし蹟なりと云」と記されている。

なお、「寛永諸家系図伝」⁽⁷⁾および「寛政重修諸家譜」⁽⁸⁾には豊後守正実——右衛門尉実久が見える。後者では、正実について「武田信玄及び勝頼につかへ、上野国三山^{みつやま}の城にをいて討死す」とあり、その子実久は「父討死のち、上野国にありて上杉景勝が麾下に層す(云々)」という。

一 長井氏関係文書の検討

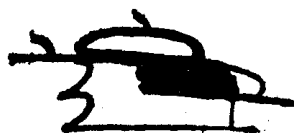
長井氏の関係文書は、管見の限り二一点が確認され(後掲の「文書表」参照)、そのうち長井氏の発給文書は一四点である。長井氏関係文書について、まず第二点として署名に注目してみると、永禄八年(No. 3、以下括弧の中のNo.は文書表による)には平沢政実と名乗っていることが確認され、同じ花押型の年未詳四月一日づけの書状(No. 4)には平左政実と署名されている。また、永禄四年の正月から三月頃⁽⁹⁾に上杉氏が作成した「関東幕注文」の足利衆(No. 1)には平沢左衛門三良の名が見える。以上のことから、この三者は同一人物とみなされる。

第二点として、永禄十三年(No. 7)になると、それまでと同じ花押型のまま(後掲の花押一覧参照)、政実は、豊前守政実と署名している。

No.	年・月・日	文書名	署名・花押	宛所	所蔵・所収	事項・「記事」
△長井氏関係文書▽						
1	永禄4・正3	関東幕注文			上杉家文書	平沢左衛門三良・平沢宮内左衛門 「御獄二八人数籠候歟」
2	(永禄5)4・2	乙千代書状			逸見文書	知行宛行
3	永禄8・8・16	政実判物	平沢政実(花押I)	黒沢源三	黒沢文書	知行宛行
4	年未詳 4・1	政実書状	平左政実(花押I)	黒沢玄番允	黒沢文書	知行宛行
5	(永禄12)6・27	武田信玄書状写		太田美濃守	太田文書	「剩去五日、武州御獄之城乗取、則 令普請、移矢楯兵糧、甲・信之人数 千余輩在城候」 「武田信玄、西上州江出張、昨九日、 御獄へ取懸候之处、敵百余人討取候」 「今度当城之儀、如存分達本意候」 につき仏領寄進
6	(永禄12)9・10	北条氏邦書状		山吉孫次郎	上杉家文書	「御獄一昨日南方へ御請取候」
7	永禄13・6・28	政実判物	豊前守政実 (花押I)	金鑽御薬師	大光普照寺文書	三か条免許
8	(元龜2)11・8	由良成繁書状		(宛所欠)	中院家古文書類	大奈良源左衛門分について
9	天正6・2・12	政実判物	政実(花押II)	飯塚弾正忠	飯塚文書	大奈良源左衛門分について
10	天正6・12・29	政実判物	政実(花押II)	飯塚弾正忠	飯塚文書	知行宛行(「茂木之郷長井分・上之 手之郷長井分・齋田之郷同分・南玉 村同分・飯島半郷同分」)
11	天正6・12・29	政実判物	政実(花押II)	飯塚弾正忠	飯塚文書	知行宛行
12	天正7・12・28	北条高広判物		宇津木左京亮	宇津木文書	「官途之事、被得其意候」
13	(天正8)2・17	政実判物	政実(花押影II)	倉林越後守	「武州文書」児玉郡	知行安堵
14	(天正8)2・18	政見書状	政実(花押影II)	倉林若狭守	「武州文書」児玉郡	
15	(天正8)7・2	政実判物	政実(花押II)	飯塚六左衛門尉	飯塚文書	
16	(天正10)2・20	政実判物	政実(花押II)	飯塚六左衛門尉	飯塚文書	北谷大沢新左衛門 落着について
17	年未詳 4・20	政実判物	政実(花押II)	中野将監	黒沢文書	「柵山之者共退出之儀」について



政実Ⅰ型
(No. 3)
『群馬県史』
花押一覧



政実Ⅱ型
(No. 9)
飯塚文書



政実Ⅲ型
(No. 19)
『群馬県史』
花押一覧



昌安Ⅲ型
(No. 20)
飯塚文書



(木版花押)
信真花押
(No. I)
『群馬県史』
花押一覧



(木版花押)
弁丸花押
『群馬県史』
花押一覧



信実花押
(No. II)
『群馬県史』
花押一覧



小幡信実花押
『群馬県史』
花押一覧

長井氏関係文書 花押一覧

※署名・花押の欄には、長井氏発給文書・小幡氏発給文書についてのみ示した。

II	I	21	20	19	18
天正 18・6・14	天正 3・10・27	天正 18・7・3	年未詳 4・9	(天正 18) 7・1	年未詳 6・16
信実判物	信真判物	塩土伊勢守判物写	昌安判物	政実判物	政実判物
信実(花押)	信真(花押)		昌安(花押Ⅲ)	政実(花押Ⅲ)	政実(花押Ⅱ)
黒沢出雲守	黒沢源三	三ツ山右衛門	飯塚左兵助	飯塚和泉守	飯塚六左衛門尉
黒沢文書	黒沢文書	吉江文書	飯塚文書	飯塚文書	飯塚文書
知行宛行	本領安堵・新恩宛行	知行宛行	梶山野地辺につき手形	知行宛行	北谷について二か条仕置

飯塚文書における北条氏邦印判状の宛名

年 月 日	宛 所
酉 (天正13) 3. 21	北谷 飯塚六左衛門 同 源七衛門 根岸忠右衛門 北谷衆中
戌 (天正14) 10. 19	飯塚和泉守
亥 (天正15) 8. 25	飯塚和泉守
丑 (天正17) 8. 29	飯塚和泉守

第三点としては、政実は、天正六年二月十二日 (No. 9) 以降、それまでの I 型花押に変えて II 型花押を使用している。II 型花押使用のうち、戊子 (No. 9・10・11) は天正六年と推定され、あわせて辰年 (No. 13・14・15) は天正八年、午年 (No. 16) は天正十年と考えられる。

つぎに第四点めとして、政実の花押には前述の I 型・II 型のほか III 型が確認され、この III 型花押が用いられた寅年七月一日づけ判物 (No. 19) の発給年が問題となる。これは、他の政実判物 (No. 9・10・11・15・16・18) と同じく群馬県鬼石町の飯塚家に伝来する文書で、『群馬県史』⁽¹⁰⁾ は永禄九年、『新編埼玉県史』⁽¹¹⁾ は天正六年と推定している。しかし、先に確認してきたとおり、政実は永禄八年から同十三年まで I 型花押、天正六年二月十二日から同十年二月二十日まで II 型花押を使用していることから、『群馬県史』推定の永禄九年では I 型花押使用時期の間、『新編埼玉県史』推定の天正六年では II 型花押使用時期の間に

III 型花押を用いていることになり、どちらも当てはまらないといえる。そこで、この寅年は天正十八年と推定できないであろうか。

さらに、(No. 19) を天正十八年と考えるもう一点の根拠は、飯塚文書に見える宛所である。飯塚文書における II 型花押使用の政実判物の最後は、飯塚六左衛門尉にあてられており、その後天正十三年から同十七年の北条氏邦文書の宛所は上表のとおりである。天正十三年の氏邦印判状の宛所に見える北谷衆筆頭の飯塚六左衛門は、政実判物の宛てられている六左衛門尉と同一とみなされ、この六左衛門尉が天正十四年以降和泉守を名乗っていると考えられる。さらにまた、天正十四年から同十七年までの氏邦印判状に見える和泉守が、(No. 19) の宛所となっている和泉守と同一人物ということができよう。

『多野藤岡地方誌』⁽¹²⁾ は (No. 19) について、この「花押だけが、他 (の飯塚文書) と違って武田系を思わせる形をとっている。(中略) 和泉守は天正十三年以後の北条氏邦文書の

宛所となっているので、あるいは寅が一まわり後の干支とも思えるが、そうすると天正十八年となり、政実の没後となる。いずれにせよ、なお検討を要するが、ここでは天正六年と推定しておく」とし、さらに「(天正)十三年十四年の間に飯塚家の世代交代があったものか(中略)弾正忠、六左衛門等の関係は不詳である」としている。しかし、政実が天正十八年に没しているという史料の裏付けはなく、先述のとおり、(No.19)は天正十八年、六左衛門(尉)と和泉守は同一人物と考えられる。

以上、政実の花押が三種類あることを確認してきたが、花押変化の理由は何であろうか。まず、I型(永禄八年~同十三年)からII型(天正六年~同十年)への変化は、神流川流域をめぐる政治情勢の転変がその要因と考えられる。永禄四年以降、武田氏は西上野方面への進出を図り、上野・武蔵の国境にあたる神流川流域は、特に同十一年から翌十二年にかけて武田対後北条の緊迫状態に置かれている。ところが、元亀二年末、武田・北条間に「甲相一和」が成立し、神流川以北は武田領国、以南は北条領国と定められた。長井氏のI型からII型への花押の変化は、こうした政治情勢の変化に伴うものと考えられよう。

また、II型からIII型(天正十八年七月)への変化は、後北条氏の滅亡による関東をめぐる情勢の急変と、それに伴う政実自身の三ツ山再領有によると推定される。なお、(No.19)のほかにIII型花押の捺されている年末詳卯月九日づけの文書(No.20)については後述したい。

長井氏発給文書として『群馬県史』などには、信真判物(No.I)および信実判物(No.II)が収録されている⁽¹³⁾。しかし、以下の理由から両文書は小幡氏の発給文書ととらえられる。(No.I)は木版花押で、同様の木版花押に弁丸の発給文書(花押一覧参照)二点がある⁽¹⁴⁾。この弁丸については、白石元昭氏⁽¹⁵⁾が、永禄十三年三月十七日づけ小幡弁丸あて武田信玄書状を紹介されて、弁丸は永禄~天正年間に小幡当主であった小幡信真の養子である彦三郎と同一人物と推定されている。弁丸の木版花押と(No.I)の信真木版花押は酷似しており、この点からも(No.I)の信真は小幡氏と理解できる⁽¹⁶⁾。

また、『群馬県史』・『新編埼玉県史』が(No.II)を長井氏ととらえた根拠は不明であるが、それは長井氏に関する江戸期の記録に政実の子が信実と見えるからであろうか。しかし、「寛政重修諸家譜」には豊前守正実の子は実久と見え、信実が政実

の子という確証はない。いずれにしても、天正十八年六月十四日はちょうど鉢形が落城した日といわれ、この段階で、長井氏が神流川流域の再領有を果たして知行を宛行うことは不可能である。一方、小幡氏の根拠国峰城は四月十七日頃の落城で、小田原に籠城の小幡信真は六月はじめ城外に離脱し、家康陣営に投降した可能性が大である⁽¹⁷⁾ことから、小幡氏が六月十四日戦功を賞して黒沢氏に知行宛行を行った可能性は十分考えられる。

用土氏知行地	<ul style="list-style-type: none"> ●神田 ●川よけ (川除) ●河南郷 ●白石弥三郎跡 ●金井村 ●長浜郷 ●保木野村 ●久長村
安保氏知行地	<ul style="list-style-type: none"> ○上大塚郷小林右京亮分 ○栗須村内同岡分 ○富田弥五郎分 ○森郷内小林右馬允分 ○岩氷郷 ○中嶋村 ○大草分 ○三木村 ○高庄新七郎分 ○矢場内吉里分 ○佐野々内少地 ○長塩 ○真仁田 (間仁田) ○中大杉分 ○池郷 ○発久 (法久) 同坂原共 ○保美 ○浄法寺郷 ○牛田村 ○神田村 ○阿坊郷同□中□□ ○上大塚発□ ○泉村 ○立石村 ○譲原村 ○北谷村 ○鬼石村
高山氏知行地	<ul style="list-style-type: none"> ■宇塩村 ■八塩村 ■松房村 ■箕輪郷之内川除 ■東平井 ■川除 ■別所分 ■小林加賀守分 ■岡郷内新田 ■道中子 (道中郷) ■小林隼人分 ■谷場 (矢場) ■大平

長井分 津木井文書 氏知行地分	<input type="checkbox"/> 茂木之郷長井分 <input type="checkbox"/> 上之手之郷長井分 <input type="checkbox"/> 斎田之郷同分 <input type="checkbox"/> 南玉村同分 <input type="checkbox"/> 飯嶋半郷同分
三ツ山右衛門知行地	<ul style="list-style-type: none"> ◆太駄村内 ◆安保村之内並木村分 ◆小林村鎌田分 ◆同所小林惠三分 ◆小川分渡瀬之内 ◆平塚分 ◆阿久原分

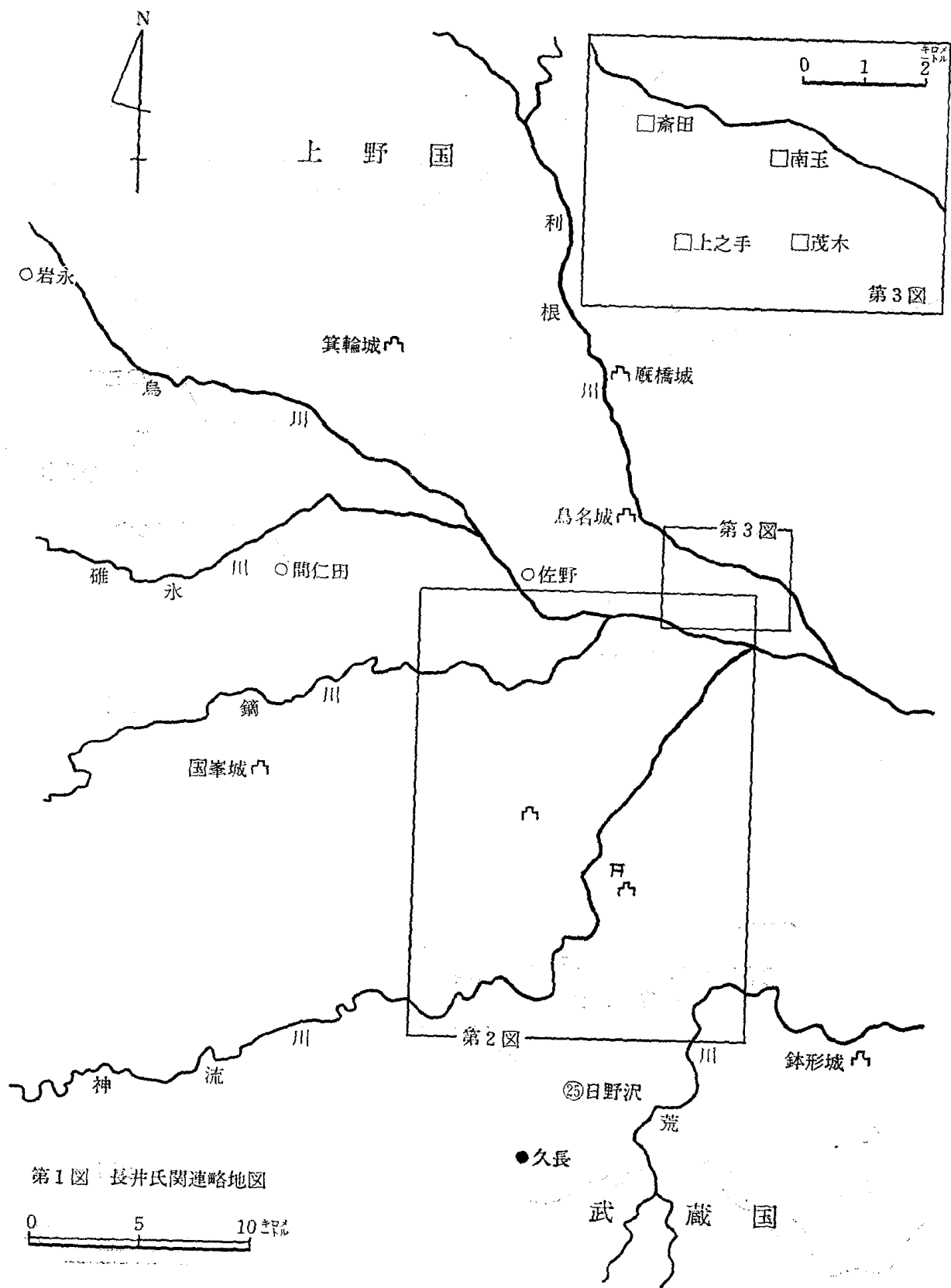
二 神流川流域における御嶽城・三ツ山城

前節における長井氏関係文書の基礎的考察を踏まえ、以下、永禄〜天正期の神流川流域を中心とした政治情勢、および長井氏の動向について論述していきたい。

永禄年間、上杉・武田・北条の三氏は、武蔵北部から上野において、盛んに領国拡大の動きを示している。武蔵・上野の国境にあたる神流川流域では、北進を図る後北条氏が、永禄四年以降北条氏邦の鉢形領形成を通して藤田氏領の接收を進め、藤田氏改め用土氏の所領（後掲略地図●印）¹⁹ および安保氏の所領（同○印）²⁰ を神流川以北に集中させている。一方、上杉氏は関東へ出陣し、永禄四年正月〜三月の間に「関東幕注文」²¹（前掲表No.1）を作成し、これには長井氏（平沢左衛門三良）のほか、

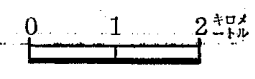
政 実 発 給 文 書 (No.は表の文書番号を示す)	No. 3	①五明兵庫屋敷 ②犬井田 ③木部分(木部) ④勅使河原之内 ⑤くほ(久保) ⑥久米分 ⑦杉のまち ⑧渡瀬高山分 ⑨児玉内倉林源右衛門持
	No. 4	⑩渡瀬高山分 ⑪児玉内倉林源右衛門持
	No. 7	⑫植竹村寺田之内
	No. 9	⑬琴辻
	No.10	⑭大奈良源左衛門分
	No.11	⑮大奈良源左衛門分
	No.13	⑯金谷(金屋) ⑰塩谷 ⑱小浜かけ下 ⑲浄法寺内 ⑳矢場井古田分之内 ㉑安保馬場内作之内
	No.15	㉒大那良(大奈良) ㉓白根坂之内 ㉔金谷(金屋) ㉕日野沢内 ㉖はき平(萩平)真仁田分
	No.16	㉗北谷大沢新左衛門拘分
	No.17	㉘櫛山
	No.18	㉙北谷片切 ㉚阿久原 ㉛渡瀬
	No.19	㉜北谷大なら馬助分 同所拘分 ㉝同所大沢 ㉞かなや(金屋)之内児玉分 ㉟安保之内小暮分 ㊱同所内作分之内 ㊲安保之内
	No.20	㉜櫛山

※地名はいずれも後掲の第1図・第2図に对照。





第2図



高山山城守・小林出羽守（白井衆）、小幡三河守（総社衆）など、神流川流域に拠点をもつ在地領主の名も見える。また、永禄五年と推定される乙千代書状⁽²²⁾（No. 2）に、「御嶽ニハ人数籠候歟、一段氣遣候」と見えることから、この年上杉氏の関東出兵の際、御嶽城は上杉軍の拠点であったと考えられる。

これに対して武田氏は、永禄九年に箕輪城を陥し⁽²³⁾、内藤昌豊を箕輪に在城させて西上州支配を進めていく。こうした状況のなか、平沢政実⁽²⁴⁾は武田氏に属したと考えられ、永禄八年発給の貫高表示のある知行宛行（No. 3）は、武田氏の西上州進出の動きに応じたものといえよう。神流川北岸の高山に拠点をもつ高山氏は、永禄十年四月二十九日に武田信玄から宇塩・八塩・松房の三か村五〇貫文、箕輪^(郷)之内川除五〇貫文など、神流川北岸の地を宛行⁽²⁴⁾われていることから、同じく政実も武田氏から知行を安堵されているとみなされる。

永禄十一年末から武田氏は駿河および武蔵方面へ軍事行動を起こし、上野・武蔵の国境では、翌十二年五月高山彦兵衛尉が「武・上之境取出之地利」を築くことを命じられる⁽²⁵⁾など、武田氏による軍備補強がなされている。この年、武田氏と後北条氏は御嶽城をめぐる争奪戦を繰り広げ、六月五日武田氏が御嶽城を乗っ取り⁽²⁶⁾（No. 5）、九月九日には北条氏邦が同城を攻撃、「敵百余人」を討ち取っている⁽²⁷⁾（No. 6）。この永禄十二年における長井氏の動向を文書にうかがうことはできないが、御嶽城あるいは神流川北岸の三ツ山城にあって、武田方の最前線を守備していたと考えられる。

さらに政実⁽²⁸⁾は、永禄十三年六月二十八日に「今度当城之儀、如存分達本意」ため、金鑽薬師に仏領を寄進している（No. 7）。ここでいう「当城」とは金鑽神社と同じ御嶽山にある御嶽城と理解され、政実はこの段階では神流川南岸の御嶽城に拠っていたと考えられる。

ところが、元龜二年（一五七一）の末には武田・後北条間に同盟が成立し、上野・武蔵の国境である神流川が、両者の領国の境界線と定められた。これに伴って「御嶽一昨日南方へ御請取候」⁽²⁸⁾（No. 8）と、神流川南岸の御嶽城は後北条氏の領有に帰した。一説には、永禄の頃、あるいは信玄の死（天正元年）後、長井氏は浄法寺から島名城（高崎市元島名町）に移り、三ツ

山城（浄法寺城）には芦田信守が入ったといわれる。⁽²⁶⁾ 島名城は、利根川の西を平行して流れる井野川の北岸に位置し、三ツ山城の約一五キロメートル北に当たる。天正七年極月二十八日づけ北条高広判物（No.12）によって宇津木左京亮に宛行われている茂木之郷・上之手之郷・斎田之郷・南玉村・飯嶋半郷（略地図□印）は、いずれも「長井分」と記されていることから、利根川南岸の地域に長井氏の所領が存在し、これが長井氏の島名在城のいわれと推測される。しかし、天正七年の北条高広判物の段階で、その長井氏所領はすでに同氏の知行するところではなく、武田氏の決定（No.12「今度甲府江取刷之就忠信、任佗言、式百八十壹貫文之所、為知行出之候」）によって、宇津木氏の所領となっている。また、天正六年から同十年の政実発給文書に見える地名（略地図⑬⑰）は、依然として、神流川流域に集中している。これらのことから長井氏は実際には島名城には移らず、天正年間には武田領国内の神流川北岸の三ツ山城を拠点としていたといえるであろう。なお、平沢から長井への改姓は、平沢政実署名の永禄八年（No.3）から、宇津木氏所領に「長井分」と付された天正七年（No.12）の間、武田氏に属した時点で長井を称したと推測される。

天正十年三月の武田氏滅亡の後、上野には織田信長の臣滝川一益が入国し、同年六月高山右馬助は滝川一益から東平井・川除など一五〇貫文を宛行われている。⁽³¹⁾ このとき、長井氏にも同様に、滝川一益から知行宛行（安堵）状が出されたであろう。さらに、滝川一益の近江帰国の後、上野では後北条氏の領国化が進められている。神流川流域は箕輪在城の北条家奉行人である北条氏邦の支配下に組み込まれるが、⁽³²⁾ 氏邦が神流川流域の北谷に文書を発給しはじめのが天正十三年三月以降であることから、それまで長井氏による神流川流域一帯の支配は継続されていたと考えられ、天正十二年暮に利根川東岸の由良氏が後北条氏の総攻撃を受けて金山（太田市）から北方の桐生へ移る頃に、長井氏も神流川流域を離れたのではなからうか。

最後に、天正十八年の後北条氏滅亡後の長井氏について考えてみたい。前述のとおり、長井政実は天正十八年七月一日に、判物（No.19、Ⅲ型花押）を発給している。これは、鉢形落城後に三ツ山再領有を果たしたうえで飯塚和泉守の本領を安堵したもので、同じⅢ型花押のものとして、昌安と署名した年末詳卯月九日づけの判物（No.20）がある。さらに、天正十八年七月三

日には三ツ山右衛門あてに太駄村内二〇貫文など（略地図◆印）を宛行つた文書が確認され、この三ツ山右衛門は政実の嫡子で、諸記録に信実、『寛政重修諸家譜』に実久と見える人物と考えられる。このことから、天正十八年七月一日（No.19）以降、政実が家督を右衛門に譲り、家督相続を機に政実から昌安に改名したと推測される。

むすびにかえて

武田氏支配下では、神流川北岸が箕輪郷のうちであることに基づいて、

箕輪在城の内藤昌豊——在地領主の長井氏——北谷の飯塚氏

という支配構造であった。

これに対して、天正十年以降上野領国化を進める後北条氏は、武田氏支配の地域性を踏襲して箕輪城の南方二八キロメートルに当たる北谷を箕輪領に編成し、機構的には長井氏の知行支配を一掃している。北谷郷では天正十四年後北条氏による検地が実施され、「六拾七貫五百文 従前々納御年貢」と「拾壹貫五百文 戊年之増」が打ち出され、翌十五年飯塚氏は「箕輪之御用等」を勤めることを命じられるなど、後北条氏は、北谷衆筆頭の飯塚氏を直接把握することによって、在地への支配をより強固に促進している。

註（1）現在、そうした研究としては、由良領についての峰岸純夫氏の研究（「戦国時代の「領」と領国——上野新田領と後北条氏——」、『慶

応義塾志木高等学校校紀要』創刊号、一九六九年、のち佐藤博信編『東国大名の研究』所収）、大石領についての加藤哲氏の研究（「北条氏照による八王子領支配の確立」、『国学院大学大学院紀要』八号、一九七七年、のち佐藤栄智編『後北条氏の研究』所収）、藤田領についての拙稿（「後北条氏の権力構造——鉢形領を中心として」、中世東国史研究会編『中世東国史の研究』所収、一九八八年）などがある。

（2）大田亮編『姓氏家系辞典』長井氏の項、上毛新聞社編『群馬県人名大辞典』長井信実・長井政実の項など。

- (3) 内閣文庫本(国立公文書館所蔵)
- (4) 『土野国志』緑埜郡(文献出版復刻版)二八七〜二八八頁
- (5) 七卷「永井右衛門三ツ山本定之事」(内閣文庫本、国立公文書館所蔵)
- (6) 『新編武蔵風土記稿』第十二卷(雄山閣)三三頁
- (7) 『寛永諸家系図伝』(続群書類従完成会)第六一―一九五頁
- (8) 『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会)第九―二七三頁
- (9) 池上裕子「『関東幕注文』をめぐって」(『新潟県史研究』一一号、一九八二年)
- (10) 資料編7、二三一七号文書、(以下、巻数を略す)。
- (11) 資料編8、九五八号文書、(同右)。
- (12) 山田武麿「三波川・飯塚家所蔵の戦国期文書」(『多野藤岡地方誌』一九七六年)
- (13) (No. I)は『群馬県史』二八二六号、(No. II)は『群馬県史』三六三五号・『新編埼玉県史』一五八一号。どちらも藤岡市の黒沢喜久美氏所蔵文書で、同家所蔵の他三点が長井政実判物(No. 3・4・17)であることから、同じ長井氏の発給と理解したのであるうか。
- (14) 元龜三年五月二日づけ(松本文書、『群馬県史』二七〇五号)・天正八年六月十一日づけ(富田文書、『同』三〇一九号)
- (15) 「小幡彦三郎と小幡播磨守」(『上野国小幡氏の研究』所収、一九八一年)
- (16) この点について森芳子氏は、「弁丸の花押は木版花押という特殊なもので、同型式のものは藤岡市黒沢喜久美氏所蔵の某信実の判物に見られる。この信実が小幡氏であるとはいえない」と述べられている(「西上野における武田氏支配体制の展開―生島足島神社所蔵起請文を中心として―」『群馬県史研究』二六号、一九八七年十二月)。この点について、『群馬県史』の「花押一覧」によれば、木版花押と認められるものは信真の花押(No. I)である。森論文のいう「藤岡市黒沢喜久美氏所蔵の某信実の判物」とは「信真の判物」の誤りであろうか。あるいは『群馬県史』の「花押一覧」に記載はないものの、三六三五号(No. II)の信実花押も木版花押と認められるのであろうか。今回、黒沢家文書を実見する機会をもちえなかったため、この点は今後確認したい。
- (17) 白石元昭「天正十八年の小幡国峰城」(註(15)に同じ)
- (18) 拙稿(註(1)に同じ)。
- (19) (天文十九年)二月十九日づけ北条氏康判物写(「管窺武鑑」所収、『新編埼玉県史』一九一号)、永祿四年九月五日づけ北条氏

康判物写(同、三一七号)、年末詳六月九日づけ北条氏康判物写(同、三一八号)、永禄六年二月二十六日づけ北条氏康・同氏政連署判物写(同、三七〇号)。

- (20) 永禄六年五月十日づけ北条氏康・同氏政連署判物(安保文書、『新編埼玉県史』三七五号)。
- (21) 上杉家文書、『群馬県史』二二二二号。
- (22) 四月二日づけ用土新左衛門尉あて(逸見文書、『新編埼玉県史』三三九号)。
- (23) 永禄十年三月七日づけ長年寺住持受連覚書(長年寺文書、『群馬県史』二三四四号)。
- (24) 高山系図所収、『群馬県史』二三五六号。
- (25) 高山文書、『群馬県史』二四八〇号。
- (26) 六月二十七日づけ太田美濃守あて武田信玄書状号(太田文書、『新編埼玉県史』五七四号)。
- (27) 九月十日づけ山吉孫次郎あて北条氏邦書状(上杉家文書、『新編埼玉県史』五四九号)。
- (28) 元龜二年と推定される十一月八日づけ(宛所を欠く)由良成繁書状(中院家文書類、『群馬県史』二六七二号)。
- (29) 山崎一『群馬県古城壘址の研究』上巻三三七〜三三八頁、『日本城郭大系4茨城・栃木・群馬』四二四頁。
- (30) 宇津木文書、『群馬県史』二九七七号。
- (31) 高山系図所収、『群馬県史』三一四六号。
- (32) 拙稿「後北条氏の支城領支配について―上野箕輪領を素材として―」(『戦国史研究』一二号、一九八六年八月)。
- (33) 飯塚文書、『群馬県史』二二二八号。
- (34) 吉江文書、『多野藤岡地方誌』一九一頁。
- (35) 永禄十年四月二十九日づけ高山彦彦兵衛尉あて武田信玄宛行状「箕輪^郷之内川除」(註(24)に同じ)。
- (36) 飯塚文書、『群馬県史』三四四五号。
- (37) 飯塚文書、『群馬県史』三四八三号。

(付記) 杉山先生のご稀をお慶び申し上げます。ますます御元氣ですごされることを、心よりお祈り申し上げます。